

第 45 回香川県環境影響評価技術審査会 会議録

- 1 日時 令和 8 年 4 月 27 日 (月) 13 時 30 分～15 時 37 分
- 2 場所 香川県庁北館 4 階 401 会議室 (香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号)
- 3 出席委員 6 名
- 4 欠席委員 3 名
- 5 その他の出席者
 - ・事務局
香川県環境森林部環境政策課 3 名
 - ・事業者
〔議題 2〕
高松市環境局環境施設対策課 3 名
パシフィックコンサルタンツ株式会社 4 名
- 6 議題
 - (1) 香川県環境影響評価技術審査会運営規程の改正について
 - (2) 高松市次期ごみ処理施設整備について
(香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価準備書)
- 7 議事の経過
別紙のとおり

(別紙) 議事の経過

委員	会議に入る前に、会議の傍聴希望者について報告する。 本会議の開催を周知したところ、6名の傍聴希望者が来ている。 傍聴希望者の入室を許可してよろしいか。 (委員了承) では、入室を許可する。 (傍聴者入室)
事務局	ただ今から、第45回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。 はじめに、開会にあたり、環境政策課長からご挨拶を申し上げます。
課長	(開会挨拶)
事務局	本日の出席状況について報告する。 本日はご都合により、3名がご欠席である。 なお、本審査会の出席者数は、9名中6名で、香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の2分の1以上の出席」の要件を満たしているため、本日の審査会は成立していることを報告する。 それでは、審査会運営規程第2条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行していただく。
委員	委員の皆様方には、御多忙のところお集まりいただき、感謝申し上げます。 今回は、香川県環境影響評価技術審査会運営規程の改正と、「高松市次期ごみ処理施設整備」の環境影響評価準備書について審議を進めたいと考えている。 では、議事を進める。事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料1)について説明)
委員	委員の皆様もご存じのとおり、本審査会の会議録については、作成にあたって出席委員全員の確認を受けており、その後、署名を行っている。このため、二重に確認しているような形になっているが、以前はメールで出席委員全員に会議録の確認を求めるということがなく、過去の署名での確認という形が今も残っているのでは、と感じている。 香川県環境影響評価技術審査会運営規程の改正についてお諮りする。事務局から説明があったとおり改正してもよろしいか。 (委員了承) では、改正について承認されたこととする。 次に、議題2に入る前に、2点、審査会にお諮りしたいことがある。 まず1点目は、重要な種に関する審査会の非公開についてである。 高松市次期ごみ処理施設に関する環境影響評価準備書においては、植物と動物の調査の結果、それぞれ重要な種が確認されている。環境影響評価準備書には、重要な種の保全の観点から、確認位置等は掲載していないが、本審査会としては、確認位置等も含めて報告を受けたいと考えている。このため、植物と動物の重要な種に関する確認位置等の説明については、準備書の説明と切り離して最後にまとめて行い、その際、重要な種の保全の観点から、審査会は非公開とすることによりよろしいか。 (委員了承) 次に2点目は、事業者の会議への出席についてである。 高松市のほか、環境影響評価準備書の作成に関わるパシフィックコンサルタンツ株式会社の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りします。 高松市ほかの会議への出席を許可してよろしいか。 (委員了承) それでは入室を許可します。 (事業者入室) 議題2の高松市次期ごみ処理施設整備について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料2)について説明) (資料3)については、事業者から説明をお願いします。
事業者	(資料3)について説明)
委員	それでは、説明のあった内容について質問や意見はあるか。 なお、植物と動物の重要な種に関しては、後程説明があるので、それ以外に関するものでお願い

	したい。
委員	資料3]7 ページの「方法書からの事業計画の主な変更点」について、「ごみ処理方式」が方法書段階では4方式であったが、現段階ではストーカ式ごみ焼却方式の1種類となっている。他の3方式は必要なくなったのか。そもそも当初4方式としていた理由は何か。
事業者	当初4方式としていたのは、できるだけ多くのプラントメーカーに本事業に関心を持ってもらい、入札に参加していただくことで、競争性が働くことを想定していたためである。 4方式のうち、現在、南部クリーンセンターでは流動床式ガス化溶融方式、西部クリーンセンターではストーカ式ごみ焼却方式を採用している。 しかし、プラントメーカーの意向を調査した結果、流動床式やガス化溶融方式はあまり採用されておらず、参加意向はストーカ式ごみ焼却方式のみであることが判明したため、今回の準備書では当該方式の1種類とした。 ストーカ式ごみ焼却方式は、全国的に最も多く採用されている方式であり、入札には支障がないと考えている。
委員	資料3]7 ページの「方法書からの事業計画の主な変更点」について、方法書段階の事業計画から、焼却施設の処理能力、関連事業である破碎・再資源化施設の処理能力、対象事業実施区域の面積が増加している。 方法書の審議では、今後、事業内容が変わる可能性について説明があり、資料3]24 ページに記載のとおり、方法書に対する知事意見では「(4) 準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。」とある。 今回、処理能力の増加や面積の増加によって、資料3]28, 29 ページに記載されている環境影響評価の項目の選定にどのような影響があったかを説明してほしい。
事業者	今回の変更は、香川県環境影響評価条例上、再度方法書の手続きを行うことを要しない、軽微な変更等に該当する。 処理能力の増加や面積の増加によって、資料3]28, 29 ページに記載されている環境影響評価の項目そのものには変更はなかったが、環境への影響は増加することになった。例えば、焼却施設の処理能力が増加することで排ガス量が増加し、保全対策として排出濃度の低減が必要となったことや、面積が増加することで貴重な動植物の移植についても影響が波及している。
委員	先ほどの議論で、準備書4ページに事業計画の主な変更点が記載されているので、事業計画の変更はあったが環境影響評価の項目に変更はない、といった文章を評価書の事業計画の部分に追記してはどうか。
事業者	追記するようにする。項目の選定に関するページに追記することも考えられるので、追記する場所については検討したい。
委員	資料3]14 ページに「施設からの排水については、排水クローズドシステム又は下水道放流とする」とあり、準備書36ページに排水クローズドシステムの概念図があるが、排水クローズドシステムと下水道放流はどれくらいのバランスになるのか。 また、無機系排水処理があるということは、スラッジが発生すると思うが、どれくらいのスラッジが搬出されるのか。
事業者	確認するようにする。
委員	資料3]12 ページに関して、方法書段階の現地調査では、煙突高さは未定とのお話があったと思う。新施設の煙突の高さは約40mとあるが、新施設の煙突の上端高さは既存施設と同じ高さになるのか。煙突の高さ、煙突位置の地表高さは変わらないのか。
事業者	新施設と既存施設では、煙突を設置する地盤の高さがほぼ同じであり、煙突の高さも約40mで同じであり、上端高さも同様となる。
委員	資料3]56 ページの図で「最寄住居」とあるが、近隣にはどれくらい住居があるのか。
事業者	最寄住居から少し離れた地点にも住居がある。最寄住居よりも騒音等の予測結果は小さくなることを確認している。
委員	資料3]59 ページで、建設機械の稼働の最寄住居の予測結果が60デシベルとなっており、環境保全目標値も60デシベルである。説明では、環境保全目標値より下回っているという表現をされていたが、正しいのか。
事業者	正確には、60デシベル以下という意味であり、60デシベルを超えることはなかったということ

	である。
委員	同様に、資料3 62 ページの予測結果も環境保全目標値と近い値となっている。
事業者	保全対象や最寄住居の現状を踏まえ、新施設における保全対象への影響を示している。
委員	資料3 63 ページで「低騒音型の建設機械を採用するよう努める」とあるが、工事を実施する会社が低騒音型の建設機械を持っているかどうかの事前調査は行うのか。「努める」とあるが、厳密にはどこまで対応するのか。
事業者	施工業者を選定する際に、この条件を遵守するよう提示することになる。また、工事の際にも、準備書に記載している事項を遵守するよう施工業者に求めることとなる。
委員	資料3 9 ページに図があるが、造成等でこの全域の動物や植物に影響が出るということか。また、21 ページに植生の分布、81 ページにため池の分布が記載されているが、これらのどれくらいの範囲を改変するのか、変化のイメージをつかめる情報を教えてほしい。
委員	重要な種の確認位置等に言及しない一般論で回答してほしい。
事業者	改変する範囲は、資料3 9 ページの青線のとおりであり、具体的な造成イメージは資料3 11 ページのとおりとなる。
委員	方法書の審議では、車両が塩江中学校付近を通るので、配慮するよう議論があった。騒音について、資料3 62 ページの廃棄物等の搬出入では、塩江中学校付近が予測地点となっているが、資料3 58 ページの工事事務用資材等の搬出入では、塩江中学校付近が予測地点となっていないのは、工事事務用資材等の搬出入は、塩江中学校付近の道路を使わないためか。
事業者	仰るとおりである。
委員	廃棄物等の搬出入では、塩江中学校付近を通過するが、塩江中学校付近を通過する時間当たりの車両台数といった数字はどこに記載されているのか。
事業者	準備書 p. 645 に記載している。こちらは現状と同じ数字となる。 今回の事業によって、これまで西部クリーンセンターに廃棄物等を搬入していた車両が、新たに南部クリーンセンターへ搬入することになるが、塩江中学校付近では、西部クリーンセンターに搬入していた車両が新たに通ることではないので、車両台数や騒音等の影響はなく、現況と同程度の予測結果となっている。塩江中学校よりも南側の地域から南部クリーンセンターへ搬入する車両は現況でも走行しており、将来も同様である。
委員	それでは、廃棄物等の搬出入による大気質、騒音、振動を事後調査の対象とする理由は何か。
事業者	最も大きい目的は、南側走行路沿いへの影響を見ることである。南側走行路沿いは、今回新たに通るルートであるため、資料3 62 ページのとおり、現地調査結果 51 デシベルから予測結果 60 デシベルへと増加することになる。環境保全目標値を下回る予測となつてはいるが、現状との環境の変化が大きいと考えられるため、地元の方への配慮として事後調査を実施するものである。
委員	では、植物と動物の重要な種に関する確認位置等の説明に移る。ここからの内容は非公開とする。 (非公開)
委員	ご意見・ご質問がある程度出尽くしたようなので、これで議論を終了する。 本日の議題は以上だが、事務局から連絡事項はあるか。
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載等について説明)
委員	他に意見がなければ、本日の議事はこれで終了する。長時間のご審議に感謝する。